

平成29年2月20日

企業会計基準委員会 御中

株式会社プロネクサス
ディスクロージャー研究部

実務対応報告公開草案第48号

「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見

平成28年12月22日に公表されました実務対応報告公開草案第48号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）に関するコメントについて、当社ディスクロージャー研究部は、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問4**【コメント】**

本実務対応報告の「結論の背景」に「IFRIC 解釈指針第12号 サービス委譲契約 (Service Concession Arrangements)」との関係を記載していただきたい。

【理由】

公開草案の「結論の背景」は、PFI法や日本の会計基準等（減損会計基準等、リース会計基準等）との関係は記載されているが、「IFRIC解釈指針第12号 サービス委譲契約 (Service Concession Arrangements)」(以下、「IFRIC12」)との関係については全く記載されていない。

本実務対応報告の開発に際して、PFI法、日本基準の他、「IFRIC12」についても確認していると思われるため、「IFRIC12」との関係（異同点等）を「結論の背景」に記載することは、国際財務報告基準における取扱いとの異同点が明確になり、本実務対応報告の利用者にとって有用な情報であると考えられるため、記載していただきたい。

当該情報は、IFRSに移行する場合にも有用であると考えます。

以上